

平成 27 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 27 年 3 月 4 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 15 時 52 分

議事日程

開会 平成27年 3 月 4 日 (水) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長施政方針演説

日程第 4 議案第 1 号 阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第 5 議案第 2 号 地方自治法第96条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 3 号 第 6 次阿武町総合計画の策定について

日程第 7 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

日程第 8 議案第 5 号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

条例

- 日程第 9 議案第 6 号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 阿武町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 9 号 阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関
する基準を定める条例
- 日程第 13 議案第 10 号 阿武町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並
びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第 14 議案第 11 号 阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例
- 日程第 15 議案第 12 号 阿武町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人
員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 13 号 指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 14 号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 15 号 阿武町西台放牧場管理条例
- 日程第 19 議案第 16 号 町道路線の認定について

- 日程第 20 議案第 17 号 阿武町道路条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 18 号 阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 19 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規
約の変更について
- 日程第 23 議案第 20 号 阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規
約の変更について
- 日程第 24 同意第 1 号 阿武町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意
を求めることについて
- 日程第 25 発議第 1 号 手話言語法制定を求める意見書
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 6 回）
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別
会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別
会計予算（第 4 回）
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 26 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第 1 回）
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第
4 回）
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第
4 回）

- 日程第 32 議案第 27 号 平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 33 議案第 28 号 平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 34 議案第 29 号 平成 27 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 35 議案第 30 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第 36 議案第 31 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算
- 日程第 37 議案第 32 号 平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 33 号 平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 34 号 平成 27 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 35 号 平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 36 号 平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	内	村	成	延
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	斉	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長（田中敏雄） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。

ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。平成 27 年第 1 回阿武町議会定例会の招集に当たり応招ご出席を賜りありがとうございました。ここ数日間は、急に温かくなったかと思えば、また寒くなったりのいわゆる三寒四温を繰り返しながら、少しずつ春の訪れを感じるこの頃であります。さて、3 月議会定例会を迎えるたびに、毎年のことながら、4 年前 3 月 11 日に発生いたしました、あの未曾有の東日本大震災を忘れることはできません。今もあの瞬間の映像は、誰もが深く脳裏に焼き付いていると思います。4 年経った現在においても多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされておられます。1 日も早い復旧、復興を心から願うとともに安心安全なまちづくりのため、我々といたしましても決して忘れてはならないと思っております。さて、我々を取り巻く社会環境の変化には、昨年暮れから発生いたしましたイスラム国と見られるグループによる日本人 2 人が殺害された情報、特にフリージャーナリスト後藤さんが殺害されたと思われる動画が投稿されたことは、これまでに見たことのない非道で残虐極まりない映像に大きな衝撃を受けたのは私だけではないと思います。また、先月、川崎市の河川敷で殺害された中学 1 年生、上村君の事件等をはじめ、親が子を殺し、子が高齢者の親を殺すといった、全て弱者に対して向けられる耳目を疑いたくなる痛ましい事件、ニュース等今日の不安定な社会の現状に、我々誰もが怒り心頭に発するとともに、大変不安を感じてなりませ

ん。

こうした中、国においては、人口急減、超高齢化といった我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれ特性を活かした、自立的で持続可能な社会の構築をめざして、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、自分の町に国民が誇りを持ち、将来の夢や希望が持てる、誰もが安心して暮らせることのできる地域づくりを進めています。当町においては、時宜を得たように平成 27 年度から 5 カ年計画の基本構想、基本計画及び実施計画等が策定され、山口県村岡知事の中期ビジョン、元気創出やまぐち未来開拓チャレンジプランとも相まって施策が行われ、大変期待されるところであります。

後刻、中村町長の施政方針演説の中で、施政の方向が詳細に示されるものと思いますが、議会といたしましてもこれらを踏まえ、本来の機能を十二分に発揮し、町民生活の安定と福祉充実をめざし、本町発展のために尽力していかねばならないと思考するものであります。

各地域で平成の大合併 10 周年記念式典が行われておりますが、単独町政を選じた当町においても、町政執行の原点に帰り、執行部、議会、町民が 3 本の矢の教えのごとく、一丸となって取り組んで、小さくても個性が光る自立したまちの創出をめざしてまいりたいと思っております。

今期定例会に付議されますところの議案は、過疎地域自立促進計画の一部変更について、をはじめとする議案 36 件、同意 1 件、発議 1 件、全員協議会における報告 2 件であります。議員の皆様のご厳正、公平な判断と慎重なる審議を賜りますよう、切にお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長 ただ今の出席議員は、8 人全員です。

定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 1 回阿武町議会定例

会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、町長施政方針演説、議案説明、このうち同意案件については採決、その他の案件については委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより、日程に入るに先立ち、過ぐる12月11日開催の平成26年第4回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

1月2日、阿武町成人式が町民センターで開催され、議員各位出席され、新成人の門出を祝されたことはご高承のとおりです。

1月10日、平成27年阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

1月29日、新春懇話会が町民センターで開催され、元西京銀行会長の阿武一治氏による、最近の話題からと題した講演を拝聴したことは、議員各位、ご高承のとおりであります。

1月31日、萩・福栄水と命を守る会の第9回定時総会が萩市民館で開催され、本職が出席しました。

2月2日、山陰自動車道の整備促進及び萩・小郡間地域高規格道路整備促進に関する東京要望会が国土交通省並びに県選出国會議員に対して行われ、本職が出席しました。

2月18日、山口県町議会議長会の2月定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

2月21日、平成26年度阿武町栄光文化賞及び阿武町っ子栄光賞授与式が町民

センターで開催され、本職が出席しました。

2 月 25 日、和歌山県東牟婁郡太地町議会、議会運営委員会の一行が議会運営に関する行政視察に来町され、本職と小田副議長が対応しました。

2 月 26 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会についての協議がなされ、その結果につきましてはお手元に配付の資料のとおりであります。

2 月 28 日、J A あぶらんど萩農業振興大会が町民センターで開催され、本職が出席しました。

3 月 1 日、山口県立奈古高等学校の平成 26 年度卒業証書授与式が挙行され、本職が出席いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、4 番、中野祥太郎君、5 番、西村良子君、を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 2 月 26 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 3 月 20 日までの 17 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、17 日間と決定しました。

日程第 3 町長施政方針演説

○議長 ここで、今期定例会にあたり中村町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長（中村秀明） 平成27年第 1 回阿武町議会定例会の開会にあたり施政方針及び挨拶を申し上げます。

啓蟄を明後日に控え、日差しも、日一日と長くなり、春の息吹を感じる季節となって参りましたが、議員の皆様には公私ともにご多繁の中、本定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

本日から開会されます本議会定例会は、平成27年度当初予算をはじめとする重要な諸案件の審議をお願いすることになりますので、ここでまず私の施政の方針に係る所信の一端と主要な施策の概要について申し述べさせていただきたいと思っております。

昨年12月24日に自公連立による第3次安倍内閣が発足して、早2カ月余り、第2次安倍内閣発足から通算し2年2カ月余りが経過をしたところでありますが、アベノミクスの着実な推進による経済の再生、また、外交・安全保障法制等の重要諸案件が山積しているところでありますが、地方行政にとりましては、何と申しましても、今内閣の最重要課題の一つでもあります、地方創生あるいは、まち・ひと・しごとの創生の動向が大変気になるところであります。

国においては、昨年11月21日に地方創生関連2法案が成立し、12月27日にはこれに基づく、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、そして地域の特性に即した地域課題の解決の3つの基本的視点に立って、石破内閣府特命大臣を中心に平成27年度以降の具体的施策の立案、制度設計に向けての全力での取り組

みがなされているところであります。

こうした中で、まち・ひと・しごと創生法においては、全国一律でなく、地方自らが地域資源を掘り起こし活用することにより、多様な地域社会を形成するという考え方のもと、地方版総合戦略の策定が求められているところでありますが、本町におきましては、今議会の議案としてご提案申し上げます平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年の町の基本構想・基本計画であります第 6 次阿武町総合計画を策定したところでありまして、多分に重複する部分も出るかも知れませんが、先般、県においても、未来開拓チャレンジプランを発表されたところでありますし、これらも視野に入れたうえで、新たな視点、そして数値目標等も設定した中で町を見直すことも必要でありますので、この第 6 次阿武町総合計画とは別に、新年度早々に、阿武町版のまち・ひと・しごと総合戦略の策定に着手し、国においては平成 27 年度中ということではありますが、可能な限り早期に策定するべく体制を整えていきたいと考えているところであります。

今後、今回の第 6 次阿武町総合計画同様、議員各位のご意見をお伺いする場も設けたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それではここで、平成 27 年度において取り組むこととしている主要施策の概略を申し上げます。

まず始めに、産業対策であります。農業面におきましては、TPP 交渉も山場を迎えている中で、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策、そして、平行して農業農村の多面的機能の維持発展を図りながら農地や地域を守るための地域政策の双方を有機的に組み合わせながら推進していくことが重要となります。このためには、生産面におきましては、付加価値の高い農産品の生産基盤の確保を図るため、平成 23 年度から進めております農地の汎用化対策

としての、県営地下かんがいシステム事業を引き続き福賀地区の農事組合法人福の里の圃場で実施をいたします。

また、ため池の崩壊等による災害の防止と農業用水の安定的確保のため、平成 25 年度から取り組んでおります県営農村災害対策整備事業につきましては、福賀地区の 6 カ所の内、3 カ所で改修工事等を行ってまいります。

さらに、新たな農業の担い手としての新規就農者の円滑な受け入れのためのニューファーマー就農促進研修事業にも引き続き取り組むとともに、国県補助の対象とならない農事組合法人での研修者受け入れにつきましても、引き続き町単独事業として、これを支援してまいります。また、個人、法人を問わず慢性的な地域農業の担い手不足の解消のため、地域おこし協力隊の制度を活用し、新たに、農業に従事しながら農業研修を行う農業支援員を設置してまいります。さらに、地域農業の中核を担う農業法人を育成し、生産性が高く安全安心な産地形成を支援するため、機械等の導入費に対する補助を行います。また、深刻な問題となっておりますイノシシ、サル等の有害鳥獣の被害対策につきましては、捕獲頭数の増頭を積極的に進めると同時に、捕獲隊への出動費補助も引き続いて行ってまいります。また、平成 26 年度に整備した西台放牧場につきましては、畜産農家の労力軽減と繁殖率向上による所得向上のため、計画的な受託等を図ってまいります。

次に、林業におきましては、森林組合や民間事業体と町との協定により適切な森林管理を図り、その多面的な機能を発揮するための森林経営計画に基づく諸活動を支援してまいります。また、町有林につきましては、森林の保全と良質優良材の生産に向け保育事業を計画的に実施してまいります。

次に、水産業におきましては、漁船の航行に支障を来しております宇田郷漁港の 2 つの地区の泊地の浚渫を実施いたします。また、地域の間伐材を活用した魚礁の設置や、町の特産づくりにつながるキジハタの幼稚仔保護育成魚礁の

設置にも引き続いて取り組んでまいります。また、つくり育てる漁業の自立化とブランド化の支援のため、漁協が実施するアワビ等の種苗生産、稚貝の購入、さらにはキジハタ種苗の購入費に対する補助も引き続いて行います。

次に、商工業対策としましては、起業時における初期投資等の負担軽減を図るための、経費の一部を補助する町単独事業の起業化支援事業を引き続き実施をしております。また近年、特殊詐欺、悪徳商法等の被害が増加する中で、高齢者等の悪質電話勧誘からの被害防止対策として、新たに警告メッセージ付き通話録音装置の貸与事業を実施しております。また、道の駅の魅力と利便性の向上の観点から、タブレットやスマートフォンからのインターネット接続を可能にするワイファイ環境を直売所等に設置をしております。さらに、地域おこし協力隊のスタッフの活用により、地域資源の活用や販売促進の各種の取り組みも実施をしております。また、平成26年度からの繰越ではありますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、商工会が実施をするプレミアム付き商品券の発行事業を支援しております。

次に、暮らしの対策につきましては、指定管理者として委託しています清ヶ浜清光苑が供用開始後17年目を迎えており、特に空調設備が老朽化し、故障が頻繁に発生し、一部使用不能となっておりますので、これの全面的な改修を実施しております。また、今年10月18日に、ねんりんピック、おいでませ山口2015の一環行事として、本町において、俳句交流大会を実施することといたしております。さらに、子育て支援、少子化対策として、中学生以下の子どもの医療費を無料化するとともに、多子世帯の保育料について、年齢制限を撤廃し、第3子以降の子どもの保育料を階層に応じて全額または半額に軽減をしております。また、保育の面では、カナダ、ビショップス大学との提携による、みどり保育園外国青年招致事業につきましては、保護者の方々から好評をいただいておりますので、引き続き実施をしております。

さらに、子育てに関する相談や情報交換等の子育て支援の拠点として、みどり保育園内に設置をしております、ほっとハウスみどりの機能拡充のための増改築や、未満児の増加に伴う乳幼児室等の改修を行ってまいります。また、老朽化し、腐食して危険となっております福賀分園の屋外遊具の取り替えや宇田郷ふれあいグラウンドの一角に児童用屋外遊具の設置も予定をしているところでございます。さらに、不妊に悩む方々の不妊治療費の経済的負担の軽減のため、県の助成に、町独自の助成金を上乘せし補助してまいります。また、後期高齢者の疾病を早期発見し、重症化を防止するため、人間ドック等の費用に対する補助を行うとともに、胃がん検診をはじめ、肺がん、乳がん等の各種の検診を集団及び個別で実施するほか、節目年齢無料クーポン券の配布など、健康増進法に基づく各種がん検診及び健康づくり事業を総合的に実施をしてまいります。さらに、引き続き町内の老人福祉施設等との連携を図りながら、生活支援ハウスや介護サービスの積極的な活用を推進するとともに、各種健康づくり教室やサロンなどの健康福祉事業、生活支援事業等につきましては、工夫を加えながら継続して実施をしてまいります。

次に、生活環境対策につきましては、継続事業であります町道長浜西ヶ畑線につきましては、平成27年度の完成、そして町道東方筒尾線は、平成29年度の完成に向け鋭意工事を進めてまいります。また、阿武小学校前から柳橋に通じる町道畠田柳尾線につきましては、交通量が多いうえに復員が狭く、柳橋分譲宅地の造成後の通行利用の増加も予想されますので、平成28年度完成に向けて、道路改良に係る測量等の準備作業に着手してまいります。さらに、企業誘致を円滑に進めるため、福の里直売所横の町道春木柏木線の拡幅工事を実施するとともに、町道上郷線の未舗装部分の舗装を実施してまいります。また一昨年7月の豪雨災害の際に氾濫し、護岸の一部が崩壊した宇田郷地区惣郷の山合川の護岸改修工事を引き続き実施をしてまいります。また、町民の安全安心の確

保及び防災対策は町の最重要課題の 1 つであります。そのために、地震時の住宅倒壊被害から住民を守るための、住宅の耐震診断経費の負担や耐震改修にかかる経費の補助を引き続き行います。また、町民生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォームや木造住宅の建築費の一部の補助を引き続き実施をしております。

さらに、可燃ゴミの処理につきましては、新たに供用開始された萩・長門清掃一部事務組合の清掃工場業務に対する事務委託も引き続き行ってまいります。また、地球温暖化防止と防災拠点の整備の観点から、平成 26 年度から実施しております防災拠点再生可能エネルギー導入事業による太陽光発電設備等の整備を、今年度はふれあいセンターで実施をしております。さらに、コミュニティワゴン運行事業につきましては、利用状況等を考慮しながら利便性の向上と一層の利用促進を図ってまいります。また、消防防災機能の一層の向上を図るため、可搬ポンプ付積載車の更新や消火栓の整備を進めるとともに、自治会から推薦を受けた消防団協力隊員に対する貸与装備品の整備を行います。さらに、生活インフラとしての上下水道については、今後の維持管理を容易にするため、管路図面のデジタル化等のマッピングシステムを構築をしております。

次に、定住促進対策につきましては、定住の前提は魅力ある町であります。そのため、引き続き産業振興はもとより、住みやすい環境整備のための各種のハード事業、また特色のある子育て支援や、スポーツ文化行事等のソフト事業を鋭意進めてまいります。また、奈古地区岡田橋に独身者用を含む公営住宅の増設を行うとともに、新たな分譲宅地として柳橋分譲宅の造成を行ってまいります。住宅取得補助や空き家リフォーム補助金等を加えて充実した定住奨励金交付事業、さらに、空き家バンク事業については、今後も積極的に進め、新規就農者等を含む都市部等からの移住を促進し、人口の定住を図ってまいります。さらに、広報紙や町のホームページ等のタイムリーな情報発信機能を一層強化

し、活力と魅力ある阿武町の姿を内外に発信してまいります。また、移住の足がかりとなるよう、都市部での定住フェア等にも積極的に参加するとともに、各種交流事業や町の広報紙、ふるさとカレンダー、ふるさと寄附等で醸成した意識を発展させ、同窓会や町人会、町出身者の企業等にも積極的に出向き、阿武町出身者のネットワークの構築を図り、企業誘致の足がかりづくりにも努めてまいります。中でも町人会につきましては、昨年 6 月に、東京ふるさと阿武町会が発足したところではありますが、今年度は関西圏域での組織化をめざし、積極的に支援をしてまいります。また、地域の未来を担う人材育成の観点から、県内の他町及び山口大学と連携し、高校生を対象とした 2 週間程度の海外語学研修を実施してまいります。さらに、若者定住や結婚対策、異業種交流等の視点からも若者交流会の開催についても、自主性を重んじながら引き続き側面的に支援してまいります。

また、まち・ひと・しごと創生につきましては、冒頭申し上げましたように、地方版総合戦略を策定する必要がありますので、これに向け、外部専門家及び庁内プロジェクトチームにより、地域資源の再点検、掘り起こしを行い、定住促進、雇用創出、産業振興、観光及び道の駅振興等、阿武町の発展と地域課題解決のための道標となるべき計画づくりのチャンスと捉え、具体的施策を展開してまいります。また、企業誘致の観点から、町内への進出企業に対する工場用地やアクセス道路の整備を行うとともに、地縁、血縁、サポート町民等を通じた企業訪問活動等も積極的に実施してまいります。なお、住民生活の利便性の向上とともに企業立地の基本的基盤となる、インターネットの通信速度の超高速化については、対象事業者との協議も整いましたので、これに対する補助も実施してまいります。

次に、社会教育、学校教育の推進対策につきましては、第 4 次学校図書館図書整備 5 カ年計画に基づき、町内各小中学校の図書の充実を図るとともに、学

校図書館支援員を配置し、次代を担う児童生徒の読書活動の推進を図ってまいります。また、昨年大変好評でありました、阿武町の歴史秘話発見講座につきましては、身近で新たなテーマを設定し、開設をしてまいります。さらに、子どもに夢を与えると同時にスポーツ技術の向上を図るため、オリンピックや国体選手級のトップアスリートを招聘し、スポーツ教室等を開催をしてまいります。なお、町内社会教育、保健体育施設の維持管理と利用者の利便性の向上のため、それぞれの施設において必要な改修事業等を実施をしてまいります。

最後に、住民参画対策につきましては、それぞれの地域での真摯なお取り組みにより、自治会制度も 6 年が経過し、ある程度根付いてきたところでありますが、自治会としての取り組みの実態は、それぞれに相当の温度差があると認識をしております。今後は、各自治会が本来の機能を発揮するよう、特に小規模自治会につきましては、集落活動の維持向上の観点からも組織体制の在り方についての話し合いの場を設置するなどのサポート、相談体制の充実を図ってまいります。また、自治会の自主防災組織としての取り組みは、安全安心なまちづくりの基本であります。このため、平成 21 年度から毎年グレードアップしながら実施をしてまいりました、消防団と自治会の合同消火訓練については、引き続き実施をするとともに、一般町民で組織する消防団協力隊については、組織の育成を図ってまいります。なお、自治会への各種交付金につきましては、自治会長さんの意見も参考にしながら、使い勝手を良くするよう、内容等の再検討も引き続いて行ってまいります。また、まちづくり懇談会につきましては、私が就任以来毎年行っておりますが、引き続き町内 3 地区で実施するとともに、いわゆる出前トーク、町政出前講座なども要請に応じて実施をしてまいります。

以上、平成 27 年度に取り組むこととしている重要施策の概要なり私の考え方を説明申し上げましたが、新年度においては、一層の町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、これら各種施策を迅速かつ的確に執行するとともに、一方

で不断の行政改革を断行しながら、町政運営を行ってゆく所存でありますので、議員各位におかれましても重ねてご理解ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第 1 号、過疎地域自立促進計画の一部変更について、につきましては、平成 27 年度に予定しております事業の内、過疎債の起債を予定しております事業につきまして、過疎地域自立促進計画への掲載が要件となっておりますので、今回、追加掲載するものであります。

次に、議案第 2 号、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例につきましては、町の総合計画の基本部分であります基本構想、具体的には、議案第 3 号でご提案申し上げます、基本構想と基本計画を統合した、第 6 次阿武町総合計画であります。平成 23 年の地方自治法の一部改正により、議会の議決の義務付けが廃止されたところですが、本町といたしましては、町の施策の方向付けをする大変重要な計画でありますので、引き続き議会の議決案件として議会の議決を要する事件にこれを追加するための関係条例の一部改正であります。

次に、議案第 3 号、第 6 次阿武町総合計画の策定について、につきましては、住みよいふるさとづくり計画審議会、また、議員各位からもご意見をいただき、この度、第 6 次阿武町総合計画を策定いたしましたので、議会のご議決をお願いするものでございます。

次に、議案第 4 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長を一本化し、教育長を特別職とする等の改正が行われたことに伴う関係条例の一

括改正であります。

次に、議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成 26 年の人事院勧告に伴い、特別職の期末手当の支給月数の振り分けが変更されたことに伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第 6 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第 5 号と同様に、人事院勧告に伴う議員の期末手当の支給月数振り分けの変更に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第 7 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員に適用する給料表をより地域の実態を反映させるため、国の人事院勧告によるものから県の人事委員会勧告による給料表に切り替えるとともに、勤勉手当の支給月数の 6 月と 12 月への振り替え変更、また、地方公務員法の一部改正に伴う等級別基準職務表の条例への明示等に伴う改正であります。

次に、議案第 8 号、阿武町保育所条例の一部を改正する条例につきましては、今年 4 月 1 日からの子ども・子育て支援法の施行に伴う保育所の入所基準の改正等であります。

次に、議案第 9 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例につきましては、国からの権限委譲に伴い、地域包括支援センターの人員や運営等に関する基準を条例で定める必要が生じたので、これに係る条例の制定であります。

次に、議案第 10 号、阿武町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきましては、これも国からの権限委譲に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、さらに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を条例で定める必要が生じたので、これに係る条例の制定

であります。

次に、議案第 11 号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び、議案第 12 号、阿武町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも法改正によりサービス名等が変更されたことによる条例の一部改正であります。

次に、議案第 13 号、指定管理者の指定について、につきましては、今年 3 月 31 日で満了する阿武町高齢者福祉施設清ヶ浜清光苑ほか 3 つの指定管理施設について、協定期間を 5 年間延長することについて、議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第 14 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、3 年に一度の介護保険料の見直し及び法改正に伴う地域支援事業の猶予規定に係る改正であります。

次に、議案第 15 号、阿武町西台放牧場管理条例につきましては、福賀西台に整備した町営の放牧場の 4 月からの運用に伴い、その管理方法等を定める条例の新規制定であります。

次に、議案第 16 号、町道路線の認定について、につきましては、主要地方道益田阿武線の一部供用開始に伴う旧道部分の町道としての路線認定であります。

次に、議案第 17 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例につきましては、議案第 16 号の路線を阿武町道路条例に追加するための条例の一部改正であります。

次に、議案第 18 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の年報酬額を地方交付税措置額に合わせ引き上げるための条例の一部改正であります。

次に、議案第 19 号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の

変更について、につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の内、非常勤公務災害補償事務ほか 1 事務を共同処理する団体に柳井市を追加するものであります。

次に、議案第 20 号、阿武町と萩市の間における事務の委託に関する規約の変更について、につきましては、萩市に事務委託をしております斎場業務、萩清掃工場業務、消防・救急業務の契約期間が今年 3 月 31 日をもって満了いたしますので、萩清掃工場業務を除き、引き続き 5 年間延長するための規約の変更であります。

次に、同意第 1 号、阿武町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、につきましては、永柴義廣委員の任期が、今年 5 月 8 日をもって満了するための後任委員の選任であります。同委員の再任でご同意をお願いするものであります。

次に、議案第 21 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 6 回）につきましては、今回の補正額は、5,793 万 1 千円の減額で、補正後の歳入歳出予算の総額は 29 億 6,217 万円となるところであります。

なお、今回の補正の一部につきましては、国の補正予算で、まち・ひと・しごと等の地方創生関係予算として措置された、地域住民生活等緊急支援のための交付金、合計 3,807 万 7 千円を活用し、実際は平成 27 年度に実施する関連事業について、平成 26 年度の繰越事業として補正予算に計上することが要件とされましたので、変則的な形ではありますが、地方創生分としてこれを計上したところでございます。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、まず、歳出であります。総務費につきましては、業務に使用する公用車 3 台の更新費のほか、先ほど申し上げました、地域住民生活等緊急支援のための交付金関連で、平成 27 年度への明許繰越事業となります。まち・ひと・しごと創生特別事業費として、

地方版総合戦略の策定や町のピーアール、また、人材育成に係る各種ソフト事業経費を新規計上、さらに、これも明許繰越であります、プレミアム付商品券発行支援特別事業費として、商工会のプレミアム付商品券発行に対する補助金を新規計上しているところであります。

次に、民生費につきましては、各種扶助費、事務事業や繰出金の最終精算等を行うほか、これも明許繰越となりますが、交付金を活用し、中学生以下の子どもの医療費の無料化に伴う、こども医療費助成特別事業費の新規計上、さらに、これも交付金活用の明許繰越となりますが、少子化対策特別事業費として、福賀児童クラブの運営費、及び多子世帯の保育料等軽減事業補助金を新規計上しているところであります。

次に、衛生費につきましても、各種事務事業や繰出金の最終精算等が主なものであります、萩清掃工場及び、萩・長門清掃工場事務委託料を実績により減額をしております。

次に、農林水産業費につきましては、各種事業、補助金や繰出金等の最終見込みによる調整のほか、対象面積及び対象戸数の減に伴う農地集積・集約化対策事業交付金の減額、また、これも交付金関連であります、農事組合法人後継者育成補助金を、農業法人就農支援特別事業費として新規計上をしているところであります。

次に、商工費につきましては、これも交付金関連であります、道の駅のワイフアイスポット構築工事費や観光パンフレット印刷費を、観光振興特別事業費として新規計上、さらに、起業化支援補助金や町の特産品のピーアール事業費を、創業支援・販路開拓特別事業費として新規計上をしております。

次に、土木費につきましては、事業費の確定に伴う、町道長浜西ヶ畑線及び町道東方筒尾線の工事関係経費の減額、並びに山合川改修工事の減額、また、建築戸数を 2 棟から 1 棟としたための岡田橋団地町営住宅の建設工事関係経費

を減額する一方、尾無公営住宅の用地造成事業費を新規計上をしております。

次に、消防費につきましては、実績見込みに伴う消防救急事務委託料の減額が主なものであります。

次に、教育費につきましては、行事経費の最終精算調整が主であります。文化ホールのコンサート等の自主事業につきましては、これも交付金関連で、文化振興特別事業費として新規計上しているところでございます。

次に、災害復旧費につきましては、事業費確定に伴う 25 災農地災害及び農業用施設災害復旧工事費の調整であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入の主なものであります。まず町税であります。実績見込みにより入湯税を増額計上しております。

次に、地方交付税につきましては、交付見込みによる増額計上であります。

次に、分担金及び負担金につきましては、石原ため池の事業費の確定により農村災害対策整備事業の受益者分担金を増額計上をしております。

次に、国庫支出金につきましては、各種事業費の確定等による増減調整のほか、武道館改修工事、山合川改修工事、道の駅阿武町施設改修工事、大規模林道波佐阿武線道路防災工事及び萩・長門清掃工場建設事業事務委託金の 5 事業に充当した、がんばる地域交付金 8,315 万 1 千円及び、今回の地方創生に係る、地域住民生活等緊急支援交付金 3,807 万 7 千円の合計 1 億 2,122 万 8 千円を新規計上する一方、事業量及び事業費の確定により、社会資本整備総合交付金を減額計上をしているところであります。

次に、県支出金につきましては、それぞれ各事業の事業費の確定等に伴う補助金や負担金の増減調整であります。

次に、財産収入につきましては、基金利子の積み立てのみであります。

次に、寄附金につきましては、ふるさと寄附金の増額計上でございます。

次に、繰入金につきましては、萩・長門清掃工場建設事業事務委託金の財源として公共施設整備基金 1 億 4,200 万円を取り崩し、繰り入れることとしておりましたが、他の財源で対応し取り崩しを止めたことによる大幅な減額でございます。

次に、繰越金につきましては、今回の補正財源の調整計上であります。

次に、諸収入につきましては、過年度分の清算見込みに伴う後期高齢者療養給付費及び障害者医療費負担金等過年度清算金並びに管外保育委託料及び地方創生の自主事業のコンサート等入場料収入の計上であります。

次に、町債につきましては、道路関係事業費の確定に伴う起債額の調整及び、臨時財政対策債につきましては、借り入れないこととし全額を減額しております。

以上で、平成 26 年度一般会計補正予算（第 6 回）の概要説明を終わります。

次に、議案第 22 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）から議案第 28 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 回）までは、いずれも特別会計の補正予算でありまして、その都度担当参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第 29 号から議案第 36 号までの平成 27 年度一般会計及び各特別会計の当初予算についてご説明を申し上げます。

国の施策動向や平成 27 年度における私の所信、また、主要な施策の概要につきましては、冒頭申し述べさせていただいたところではありますが、現今の景気動向や国の財政状況等を勘案しますと、円安や原油価格の下落と相まって、賃金上昇を含めたアベノミクス効果が徐々に地域に波及しつつあると言われていたものの、地方としてはなかなか実感として感じられないところがあるのが正直な思いであります。従いまして、新年度における個人、あるいは法人住民税、

また地価の下落等により固定資産税も多く伸びは期待できない状況であり、さらに本町の財政運営に最も影響のあります地方交付税につきましても地方財政計画においては、地方創生のための財源 1 兆円を上乗せしたというものの、実態は、総額において対前年度比 0.8 パーセントの減となっているところであります。従いまして、新年度においても大変厳しい財政運営を迫られる事は想像に難くありません。

こうしたことから、新年度予算につきましては、物件費等の消費的経費の精査を徹底的に行い、その削減に務める一方で、投資的経費につきましてはその緊急性、必要性、費用対効果等を十分に検討し、できるだけその確保に努めたところであります。その結果、一般会計予算の総額を、対前年度比 1 億 5,600 万円、5.7 パーセント増の、29 億 900 万円としたところであります。また、7 つの特別会計につきましては、その合計額は、対前年度比 1,817 万 1 千円、1.1 パーセント減の、16 億 7,271 万 7 千円で、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は対前年度比 1 億 3,782 万 9 千円、3.1 パーセント増の 45 億 8,171 万 7 千円としたところであります。

それではここで、それぞれの会計について順次その概要をご説明申し上げます。

最初に、議案第 29 号、平成 27 年度阿武町一般会計予算についてであります。先ほど、平成 27 年度の施政方針の中で主要な部分については、触れさせていただいておりますので、大まかな説明とさせていただきますが、まず、議会費につきましては、議員報酬の改定やこれに伴う共済費を増額計上しております。

次に、総務費につきましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係るシステム整備費や庁内事務で使用する人事給与、財務会計システムの導入費、また JR 奈古駅舎の一部をシルバー人材センター事務所に改装するための経費、さらにインターネットの高速化のための事業者への補助を新規

計上をしております。また、定住奨励金につきましては、新たに制度化した住宅取得補助金や空き家リフォーム補助金等を計上、さらに人材育成として町内の高校生を対象に 2 週間程度の海外への語学研修への補助金や工場誘致のための用地造成費を新規計上しております。

次に、民生費につきましては、清ヶ浜清光苑の空調設備の改修工事費の新規計上、ねんりんピックの阿武町行事の俳句交流会に係る経費の計上、また子育て支援、少子化対策としての中学生以下の子ども医療費の無料化や多子世帯の保育料の軽減に係る経費の計上、さらに、みどり保育園の保育室の改修や、園内の子育て支援センター、ほっとハウスみどりの増築経費、そして福賀分園の屋外遊具の更新や宇田郷のふれあいグラウンドの一角に屋外遊具を設置するための経費を新規計上をしております。

次に、衛生費につきましては、防災拠点再生エネルギー導入事業で、ふれあいセンターに太陽光発電設備等の整備費の計上、リサイクルセンターで使用するバックホーの購入費の新規計上、さらに、萩・長門清掃工場につきましては工場建設に対する事務委託料を事業完了により減額する一方、新たにゴミ処理委託料を新規計上をしているところでございます。

次に、労働費につきましては、概ね前年度並みの計上であります。

次に農林水産業費であります。まず農業費につきましては、農業法人等の支援のため機械導入に係る需要対応型産地育成事業費補助金の計上、農業の担い手不足の解消に対応して農業に従事しながら研修を行う農業支援員の設置経費や制度改正による事業主体の変更により多面的機能支払交付金を新規計上しております。また林業費につきましては、東イラオ山林業専用道新設工事の完了により関係経費を減額しておりますが、その他については概ね前年度並みの計上であります。また水産業費につきましては、漁船の航行に支障を来しております宇田郷漁港の宇田及び尾無地区の泊地の浚渫工事費の計上、間伐材魚礁

やキジハタの幼稚仔育成用魚礁沈設事業費の計上、さらに、津波・高潮ハザードマップの作成経費等を新規計上しております。

次に、商工費につきましては、道の駅利用者の利便性の向上の観点から、インターネットのワイファイ環境への整備費等の計上であります。

次に、土木費につきましては、継続事業の町道長浜西ヶ畑線道路改良事業費、町道東方筒尾線道路改良事業費及び山合川の護岸改修工事費の計上、また、新たに町道上郷線の舗装工事費及び工場誘致に関連して町道春木柏木線の改良工事費、さらに柳橋分譲宅地の造成に関連して町道畠田柳尾線道路改良事業関係経費を新規計上しております。また、公営住宅につきましては、岡田橋に 1 棟 2 戸の公営住宅及び 1 棟 3 戸の独身者住宅の建設工事経費を新規計上しております。

次に、消防費につきましては、可搬ポンプ付積載車の更新経費、並びに消火栓の増設経費の新規計上、さらに萩市消防本部の常備消防通信施設デジタル化整備事業費委託料を新規計上しております。

次に、教育費につきましては、新たに学校図書館支援員の設置のための経費の計上、及び今年の夏に開催予定のスカウトジャンボリーの阿武町プログラムに係る経費の新規計上、さらに塗装の剥離が激しい体育センター屋根の塗り替え工事費を新規計上するとともに、宇田ふれあいグラウンドの照明設備の改修及びグラウンドの芝生化に伴う経費につきましても新規計上しております。

次に、災害復旧費につきましては、一昨年の災害に関する工事につきましては、繰越分を除き、概ね事業が完了いたしましたので、新年度は枠取り程度の計上であります。

次に、公債費につきましては、償還完了等により毎年減少しておりますが、新年度の所要見込額を計上しております。

次に諸支出金につきましては、柳橋分譲宅地の造成に係る経費を計上いたし

ております。

なお、予備費につきましては、前年度同額の 1 千万円の計上であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、町税につきましては、納税義務者及び法人数の減少等により住民税は減収傾向にあり、また固定資産税も地価の下落等により増収が見込めないことから、総額で対前年度比 509 万 2 千円、1.8 パーセント減の 2 億 7,709 万円と見込んでおります。

次に、地方譲与税につきましては、前年度実績を勘案し、対前年度比 40 万円、1.3 パーセント減の 3,140 万円と見込んでおります。

次に、利子割交付金、配当割交付金等、各種交付金につきましては、前年度実績及び国の配分見込み等を勘案し、総額で対前年度比 55 万円、1.6 パーセント減の 3,330 万円と見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては、前年度同額の 15 億円の計上でございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、各種事業の受益者分担金や保育料の保護者負担金等ではありますが、県営中山間事業や地下かんがいシステム事業の受益者分担金の減少等により、総額で対前年度比 478 万円、18.3 パーセント減の 2,135 万 5 千円の計上であります。

次に、使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料等ではありますが、町営住宅使用料や放牧場の使用料等の増額を勘案し、総額で対前年度比 243 万 3 千円、4.7 パーセント増の 5,417 万 9 千円の計上であります。

次に、国庫支出金につきましては、各種過疎対策道路事業や岡田橋公営住宅建設事業に係る社会資本整備総合交付金の増額等により、総額で対前年度比 4,500 万 2 千円、21.7 パーセント増の 2 億 5,202 万 9 千円の計上であります。

次に、県支出金につきましては、各種事業に対する県補助金が主なものであ

りますが、新年度におきましては、防災拠点再生可能エネルギー導入事業や多面的機能支払交付金、また山口県議会議員選挙委託金等が見込まれますので、総額で対前年度比 3,588 万 8 千円、19.5 パーセント増の 2 億 2,013 万 3 千円の計上であります。

次に、財産収入につきましては、町道東方筒尾線用地の代替地の売り払い収入の計上等により、合計で対前年度比 397 万 8 千円、21.4 パーセント増の 2,256 万 8 千円の計上であります。

次に、寄附金につきましては、ふるさと寄附金の収入増を見込んで、100 万 1 千円を計上しております。

次に、繰入金につきましては、萩・長門清掃工場の負担金に充当するための、公共施設整備基金からの繰入金が事業完了により不用となる一方で、清ヶ浜清光苑の空調設備改修工事や公共住宅建設への充当額を見込み、差引合計で対前年度比 3,889 万 9 千円、26.8 パーセント減の 1 億 623 万 1 千円の計上であります。

次に、繰越金につきましては、前年度同額の 1 億円の計上であります。

次に、諸収入につきましては、ジャンボリーの助成金を新規計上する一方、町内企業に貸し付けております地域総合整備資金貸付金償還金を完了により減額し、そのほかは、概ね前年度実績等を勘案して、合計で対前年度比 287 万 9 千円、12.0 パーセント減の 2,101 万 4 千円の計上であります。

最後に、町債につきましては、各種事業の財源に充当する過疎対策事業債及び臨時財政対策債であります。総額で対前年度比 1 億 2,030 万円、81.1 パーセント増の 2 億 6,870 万円の計上であります。

以上で、平成 27 年度一般会計当初予算の概要説明を終わります。

次に、議案第 30 号から議案第 36 号までは、7 つの特別会計であります。その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、全員協議会における全協報告第 1 号、契約の締結について、につきましては、町の執行に係る工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げます。

次に、全協報告第 2 号、有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について、につきましては、地方自治法の規定に基づきその経営状況のご報告を申し上げます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。

ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 03 分

再 開 10 時 13 分

日程第 4 議案第 1 号から日程第 23 議案第 20 号を一括上程

○議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○議長 日程第 4、議案第 1 号から日程第 23、議案第 20 号までを一括議題とします。

まず、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてをご説明いたします。

本案件につきましては、平成27年度に予定しております事業の内、過疎対策事業債の起債を予定しております事業につきまして、これの対象とするためには、阿武町過疎地域自立促進計画に追加登載する必要があるために、計画の一部変更をするものでありまして、このことにつきまして議会のご議決を求めるものであります。

内容といたしましては、表の変更後の欄の、追加または変更部分にアンダーラインを引いておりますが、まず、2の交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進の(5)の電気通信施設等情報化のための施設の事業内容であります。超高速ブロードバンド化事業補助金を追加するものです。これは、住民のインターネット利用の利便性の向上を図るとともに、企業活動や企業誘致における必須の情報インフラとなります。100メガバイト以上の超高速ブロードバンド環境を構築するにあたり、萩ケーブルネットワーク株式会社に設備の要請を行ってきたところではありますが、平成27年度において、本町からの補助を受けて、これに取り組むということになりましたので、今回新たに過疎計画に登載するものであります。

次に、3の生活環境の整備の(3)、廃棄物処理施設の事業内容に、萩・長門清掃工場建設事業事務委託料を追加するものです。これは、変更前は文言として負担金というふうにしておりましたが、地方自治法上はあくまでも事務委託となりますので、ここにつきましては文言の変更であります。

次に(4)の消防施設の事業内容に通信指令施設デジタル化整備事業事務委託料を追加するものです。これは、萩市消防本部と救急車、消防車への通信のデジタル化整備に関する事務委託料に過疎債を充てるための追加です。

次に、消防施設で救急自動車整備事業事務委託料ですが、これも同様に、萩

市消防本部の救急車の更新に係る事務委託料に過疎債を充てるための追加です。

次に(7) その他の岡田橋団地単身者用住宅整備事業ですが、平成27年度において予定しております、住宅1棟3戸につきまして過疎債を適用するための追加です。

次に8の集落の整備の(2)の過疎地域自立促進特別事業の事業内容に定住奨励金事業を追加するものですが、阿武町定住促進条例に定めるUターン奨励金等の各種奨励金の財源に過疎債を充てるための追加です。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第5、議案第2号、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第2号、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件は、町の総合計画の基本部分であります、基本構想につきましても、従来は地方自治法によって議会の議決を要する旨、規定されていたところではありますが、平成23年度の地方自治法の一部改正によりまして、議会の議決の義務づけが廃止され、議会の議決を経るかどうかは、市町村の独自の判断に委ねられたところでもあります。本町といたしましては、町の施策の方向付けをする大変重要な計画でありますので、引き続き議会の議決案件として、議会の議決すべき事件にこれを追加するための関係条例の一部改正です。なお、具体的には、この次に議案第3号でご提案申し上げます、第6次阿武町総合計画がこれにあたります。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第6、議案第3号、第6次阿武町総合計画の策定について

て、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 3 号、第 6 次阿武町総合計画の策定について、をご説明いたします。

本案件につきましては、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会及び議員各位からも多くのご意見をいただき、この度別冊にお付けしておりますが、別冊のとおり第 6 次阿武町総合計画を策定いたしましたので、議会の議決すべき事件としてご議決をお願いするものです。なお、お手元にその計画とそれに付随する実施計画もお付けしておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 7、議案第 4 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 4 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の一部改正です。はじめに改正の概要ですが、まず 1 点は、教育委員長と教育長を一本化した教育長、便宜的に新教育長と呼ばさせていただきますが、新教育長が常勤の特別職として設置され、教育委員会を代表するということとなります。従いまして、教育委員長という職は無くなります。2 点目は、教育長及び教育委員長は、従来教育委員の中から互選でありましたが、改正によって、教育委員長は先ほど申したように制度が無くなり、新教育長は教育委員の中からの選任ではなく、別途町長が議会の同意を得て任命するということになりました。3 点目は、新教育長の任期が 4 年から 3 年に短縮されました。以上が法改正の主なところであります。

それでは関係条例の改正につきまして、ご説明申し上げますが、8 ページの新旧対照表をもってご説明いたします。まず第 1 条関係ですが、これは阿武町議会委員会条例の一部改正ですが、議会の委員長は審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長その他の出席を求めることができる時の手続き規定ですけれども、教育委員長の職が無くなることによりまして、対象を教育委員会の委員長から新教育長に改正するものであります。

9 ページをお願いします。次に第 2 条関係で、阿武町職員定数条例の一部改正ですが、常勤職員の定数に教育委員会事務局職員の数を含めて、定数を条例で定める規定ですけれども、法改正により、改正前第 16 条の、教育長の教育委員会からの互選による任命規定及び第 17 条の、教育委員の指揮監督下の教育長の職務に関する規定が廃止されたことに伴い、条番号が 2 条繰り上がったことによる条番号の繰り上げ変更であります。次に 10 ページですが、第 3 条関係で、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部改正ですけれども、教育委員長の職が無くなったことにより、教育委員の報酬額の中の長、つまり教育委員長ですけれども、これの報酬部分を削除するものであります。12 ページをお願いします。次に第 4 条関係で、阿武町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正ですけれども、新教育長は常勤の特別職となったことに伴い、条例題名及び条文の勤務時間に関する部分を削除するものであります。次に 7 ページにお戻りください。附則ですけれども、附則の第 1 項は、施行期日は平成 27 年 4 月 1 日からです。また、2 項は経過措置であります。改正法の附則の経過規定により旧法及び今回の改正前の条例に基づき選任された教育長及び関連する条例は、在任中に限り、改正前の条例が適用されます、ということで、関係条例も同様である旨の規定があります。従いまして、実際には今回の改正は、現教育長の任期満了後の平成 28 年 10 月 1 日からの適用となります。なお、今回の改正に関連して、教育員の数、教育委員会の構成につきましては、現在の条例では

教育委員の定数 3 人の中から教育長及び教育委員長を選出してありますが、改正後は、別途町長が任命し、通常の教育委員は 3 人を予定しておりますので、実質的には教育委員は 1 人増えるということになります。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 8、議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、平成 26 年人事院勧告を受けて、国においては特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、期末手当を年 0.15 月分引き上げることとし、平成 26 年度においては、年度途中で、6 月が既に終わっておりましたので、暫定的に 12 月の期末手当にまとめて、0.15 月分引き上げたわけですが、本町も同様の改正をしたところですが、平成 27 年度からは、この 0.15 を 6 月と 12 月に振り分けるための一部改正であります。

14 ページですが、第 7 条の期末手当ですけれども、第 16 条第 2 項で、6 月の期末手当月数を現行の 100 分の 140、1.4 月分ですけれども、これを 0.075 月分引き上げて 1.475 月分とし、逆にまとめて 0.15 月分上げた 12 月分を 0.075 月分引き下げて、1.625 月分とします。実際には、26 年度に 12 月にまとめて 0.15 月分引き上げたものを、6 月と 12 月に振り分けたということで、合計の引き上げ月数については変わるものではありません。

以上で、説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 9、議案第 6 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 6 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

先ほど申しましたように、議案第 5 号と同様に、人事院勧告に伴う議員の期末手当の支給月数の変更に伴う条例の一部改正です。

16 ページですが、第 3 条の期末手当ですが、第 16 条第 2 項で 6 月の期末手当月数を現行の 1.4 月分ですが、それを 0.075 引き上げて 1.475 月分とし、逆に 12 月の 1.7 月分を 0.075 月分引き下げて 1.625 月分とし、先ほど申しましたように、実際には平成 26 年度においては 12 月にまとめて 0.15 月分引き上げたものを 6 月と 12 月に振り分けたということでございます。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 10、議案第 7 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 7 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、地方公務員法の改正により、現在、規則で級別職務分類表として定めております級別の職務を条例に等級別基準職務表として明示し、また従来使用していた、国の人事院勧告による給料表を、より地域の実態を反映させるために、県の人事委員会勧告による給料表に切り替えるとともに、勤勉手当の支給月数を 6 月 12 月に振り分ける等でございます。

内容を説明いたしますので、27 ページの新旧対照表をお願いします。

まず、第 3 条第 3 項ですけれども、級別の職務表を定める、これを規則から条例に移行して、別表 3 の等級別基準職務表として明示する改正です。具体的には、30 ページ、31 ページに新たな別表 3 の等級別基準職務表及び参考として現在使用しております、規則による級別職務分類表を載せておりますので、参照してください。

次に、第 8 条の 3 は医師の地域手当ですが、手当率を 100 分の 15 から、100 分の 16 に引き上げる改正です。

次に、第 11 条の 2 は特殊勤務手当ですが、第 3 条第 3 項に、別表 3 の等級別基準職務表が挿入されたことによる表番号の繰り下げで、内容の変更はありません。

次に、第 15 条の 2 は管理職員特別勤務手当で、第 1 項は、週休日、休日及び年末年始の休日を合わせて週休日等と言う文言に統一する、文言の追加であります。

次に、第 2 項は、現行は、管理職が休日等に限り、通常勤務以外の業務に従事した場合には、1 回 4 千円、深夜にあつては 5 割増しの額を支給する規定ですが、改正では、2 項として、災害等の場合にあつては、平日であっても深夜、午前 0 時から 5 時までの間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給する規定の追加です。また、第 3 項の第 1 は手当の額ですが、第 1 項の週休日等において、通常業務以外の業務に従事した場合は、1 回 1 万 2 千円、5 割増しを上限に支給する規定、また、第 2 は、前項の災害時の場合に、平日であっても深夜、午前 0 時から 5 時までの間に勤務した場合は、1 回 6 千円を上限に支給する規定です。なお、第 4 項は、項ずれによる、規則への委任条項の繰り下げです。

28 ページの下から次のページにかけて、第 17 条の第 2 項で、人事院勧告に基づく勤勉手当の支給月数の調整で、先ほどの町長とか議員の期末手当の振り分けと考え方は同じであります。29 ページの第 2 項第 1 号は、再任用職員以外の一般職の職員ですけれども、勤勉手当の支給月数を現行の、6 月が 100 分の 67.5、0.675 月分ですけれども、それから 12 月が 100 分の 82.5、合計で年間 1.5 月分ですけれども、これを 6 月と 12 月に均等に振り分けて、それぞれ 0.75 月分に改正するものです。つまり、実際には、平成 26 年 12 月にまとめて引き上げた 0.15 月分を 6 月と 12 月に振り分けたということになります。また、第 2 号は再任用職員の勤勉手当ですが、これも同様の考え方で、勤勉手当支給月数を現行 6 月の 0.325

月分、12月の0.375月分、合計年間0.7月分ですけれども、これを6月と12月に均等に振り分けて、それぞれ0.35月分にする改正です。

附則の第14項は、特定職員に関する給与の規定で、現在55歳以上の職員については、給料を一律1.5パーセント減額しておりますが、これにつきましては、引き続き当分の間、平成30年3月31日まで、これを継続するという改正であります。

次に、附則第17項は、7級以上の特定職員の期末手当の支給に関する規定がありますが、本町は6級制度でありまして、この規定を削除するものであります。

別表3は、第3条でご説明いたしました行政職及び医師の等級別基準職務表であります。

18ページにお戻りください。

次に、別表1及び別表2ですけれども、従来使用しておりました、国の人事院勧告による給料表を、より地域の実情に即したものとするため、県の人事委員会勧告による給料表に切り替えたものであります。

別表第1の一般行政職の給料表を18ページから21ページ、また別表第2、医師給料表を22ページから24ページのように改正するものであります。

なお、給料月額につきましては、民間との均衡を図るため、従来に比べて平均で2パーセントの切り下げとしております。

25ページをお願いします。

次に、別表の番号の調整ですけれども、現行の別表第3は、特殊勤務手当支給区分表ですけれども、新たに等級別基準職務表を別表第3として挿入したことによりまして、旧別表第3を別表第4に繰り下げるものです。

挿入する、新別表第3は、この表のとおりであります。

次に、附則の第1は施行期日ですが、今回の改正は本年4月1日からの施行

とするものであります。

次に、第 2 条は経過措置ですけれども、現行給料表との切り替えに伴う経過措置として、切り替えによる給料月額が、現に受けていた額に達しない場合には、平成 30 年 3 月 31 日までの間は現給保障する規定です。また、後段は、現在実施している 6 級以上 55 歳以上の特定職員の給料の 1.5 パーセントのカットについても改正後もカットした後の額で現給保障する規定であります。

次に、第 2 項及び 3 項は、職員間に不均衡が生じる場合には、別途この基準に準じる給料を支給することができる旨の規定であります。

次に、第 3 条は、規則への委任条項です。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 11、議案第 8 号、阿武町保育所条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。民生課長。

○**民生課長** 議案第 8 号、阿武町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、本年 4 からの子ども子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い改正するものです。本案件の改正点につきましては、33 ページからの新旧対照表をご覧ください。

まず、第 3 条につきましては、措置から認定制度に変わり、保育の実施の基準を条例に委任する規定がなくなるため、従来の入所措置基準を削除し、新たに入所児童について記載したものであります。第 4 条は、入所制限を入所の保留又は制限に改めたものです。第 5 条は、児童福祉法の保育費用の支弁規定の改正に伴い、保育料に係る文言の整理等を行ったものであります。第 7 条につきましては、入所許可の取り消しを、退所又は保育停止に改めたものです。なお、本案件の施行日は、本年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、日程第 12、議案第 9 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例及び日程第 13、議案第 10 号、阿武町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例については、関連がありますので、一括して説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案第 9 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例及び議案第 10 号、阿武町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例はともに関連いたしますので、2 つの条例について、一括してご説明を申し上げます。

今回、議案として上程いたしました 2 つの条例は、平成 25 年 6 月に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 3 次一括法の施行に伴い、昨年 4 月に介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省が一律で定めていた、地域包括支援センターの職員等に係る基準及び、指定介護予防支援等に係る基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して市町村が条例で定めるとされたものです。

条例の内容といたしましては、まず、議案第 9 号の地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例につきましては、高齢者の方が住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるよう、高齢者の生活を支える総合機関として、阿武町社会福祉協議会の事務所の中に設置しております、地域包括支援センターについて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事業を実施するための基本方針や、人員に関する基準等を定めたもので、条例は、現行の厚生労働省の基準と同じ内容で制定をするものであります。

続きまして、37 ページをお願いいたします。

議案第 10 号の阿武町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてご説明いたします。

まず、ここでいいます介護予防支援とは、要支援の認定を受けた方の介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成を行い、サービス事業者との連絡や調整を行うことをいいます。

実際には、指定介護予防支援事業所であり、地域包括支援センターで、要支援 1、要支援 2 の認定を受けている方が、要介護状態への重度化を防ぐため、介護予防ケアマネジメントを行い、サービス提供に当たっての基本方針や人員に関する基準、運営に関する基準、効果的な支援の方法に関する基準を定めたもので、原則といたしまして、現行省令と同じ基準で条例を制定するものであります。

なお、議案第 9 号及び 10 号の条例につきましては、平成 27 年 4 月 1 日施行の予定としております。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 14、議案第 11 号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び日程第 15、議案第 12 号、阿武町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して説明を求めます。民生課長。

○**民生課長** 議案第 11 号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び議案第 12 号、阿武町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、ともに関連いたしますので、2 つの条例について、一括してご説明をさせていただきます。

今回議案として上程いたしました 2 つの条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の規定によりまして、地方公共団体においては、国の運営基準等の改正に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

それでは、56 ページからの新旧対照表をご覧ください。

2 議案の改正の主な内容についてご説明いたします。

なお、改正内容につきましては数ページにわたっておりますが、内容的には名称の変更が殆どでありまして、これまでの複合型サービスを、看護小規模多機能型居宅介護に改称するものであります。理由といたしましては、サービスの普及に向けた取り組みの一環として、医療ニーズのある中度、重度の要介護者が、地域での療養生活を継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービスの内容が、具体的に分かる名称として、複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に名称が変更されるものです。

その他の主な改正内容といたしましては、地域密着型サービスにおける外部評価について、第三者による評価という共通の目的を踏まえ、事業者自らその提供するサービスの質に対する自己評価を行うことが明記され、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を 25 人から 29 人にするほか、認知症対応型共同生活介護事業所におけるユニット数が、2 ユニットから 3 ユニットに緩和されるなどあります。

なお、議案第 12 号の介護予防サービスに係る一部改正につきましても、ほぼ同様の内容でありますので、省略させていただきます。

条例の施行日は、いずれも平成 27 年 4 月 1 日からとなります。

以上で説明をおわります。

○議長 続いて、日程第 16、議案第 13 号、指定管理者の指定について、説明を

求めます。民生課長。

○民生課長 議案第 13 号、指定管理者の指定について説明いたします。

これは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもので、先の指定管理から 5 年が経過した 4 件の施設について、新たに指定管理者の指定を行うものであります。

なお、指定管理者の候補者の選定につきましては、阿武町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例による申請を受けて、条例に定める基準により審査したところでありますが、まず、阿武町高齢者福祉施設清ヶ浜清光苑及び阿武町地域交流高齢者福祉複合施設ひだまりの里の現指定管理者であります阿武福祉会、また阿武町地域活動支援センターの現指定管理者であります社会福祉法人阿武町社会福祉協議会につきましては、いずれも当該各施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の再指定候補者として選定したものであります。なお、指定期間は本年 4 月 1 日から 5 年後の平成 32 年 3 月末までとなります。私の方からは以上です。

○議長 次に、経済課長。

○経済課長 続いてご説明申し上げます。同指定管理者の指定につきまして、4 件目の、道の駅阿武町の指定管理者の指定についてであります。現指定管理者であります株式会社あぶクリエイションにつきまして、同理由により指定管理者の再指定候補として選定したもので、指定期間は、他と同じく平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月末までとしているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、日程第 17、議案第 14 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案第 14 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件の主な改正内容は 4 つありまして、105 ページからの新旧対照表をご覧ください。

1 つ目は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の第 6 期保険料を新たに定めるもので、2 つ目は、保険料率の設定に係る政令の改正に伴う変更で、保険料の段階を、これまでの 7 段階から 9 段階に変更するものです。また、3 つ目といたしまして、介護保険料の低所得者に対する軽減強化を図るため、第 1 段階の保険料について、保険料基準額に対する割合を 0.5 から 0.45 に軽減するものであります。そして、4 つ目の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う地域支援事業の経過措置として、介護予防日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業等の生活支援サービスの実施を、本年 4 月 1 日から町長が定める日まで猶予できるという附則の追加であります。

なお、保険料の改定については、お手元にお配りしております参考資料によりご説明をさせていただきます。

それでは、参考資料の最上段をご覧ください。

これまで 3 年間の第 5 期保険料の基準額は、月額で 5,050 円としておりましたが、これから 3 年間の介護サービスの量などを勘案いたしまして、27 年度から 29 年度までの第 6 期の保険料の基準額を 5,400 円に改定いたします。これにより、月額 350 円の増額で、6.9 パーセントの引き上げとなります。

また、今回の改定により、保険料の所得段階が左側の 7 段階から、右側の 9 段階に変更され、第 5 段階を所得の標準段階として、第 1 段階から第 9 段階まで、第 5 段階の基準額にそれぞれ調整率をかけた年額を掲載しております。

なお、国の試算によりますと、10 年後には、保険料が 8,200 円になると予測されております。

続いて、参考資料の 2 ページ目をお願いいたします。

これは、保険料の低所得者に対する軽減の強化について、段階別に示したものでありますが、市町村民税非課税世帯の内、特に所得の低い方につきましては、給付費の 5 割の公費とは別枠で公費を投入し、本年 4 月から保険料基準額に対する調整率が 0.5 から 0.45 に軽減されるものです。

また、平成 29 年 4 月からの消費税 10 パーセント引き上げ時には、第 1 段階から第 3 段階までの市町村民税非課税世帯全体を対象とした軽減対策が完全実施される予定となっております。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 18、議案第 15 号、阿武町西台放牧場管理条例について、説明を求めます。経済課長。

○**経済課長** 議案第 15 号、阿武町西台放牧場管理条例をご説明いたします。

本条例につきましては、平成 26 年 9 月 30 日に完成いたしました阿武町西台放牧場につきまして、平成 27 年度からの運用に伴い、その管理に必要な事項について定める条例の新規制定であります。

まず、第 1 条は目的として、肉用牛の育成管理を行い、もって畜産振興を図る、としています。

次に、第 2 条は名称及び位置で、名称を阿武町西台放牧場とし、さらに位置及び面積を規定したものでございます。

第 3 条は施設の種類及び内容で、牧場面積等関係管理施設の規定でございます。

第 4 条は利用者の許可で、利用するには町長の許可が必要である旨の規定であります。

第 5 条は利用料で、1 頭 1 日 350 円とする規定でございます。

第 6 条は利用料の減免、第 7 条は利用料の不還付の規定、また第 8 条は目的外利用禁止規定、そして第 9 条は利用許可の取り消し等で、牧場管理上その他

必要な事項の規定でございます。

第 10 条は委任で、その他事項は規則で定めるとしております。

附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する、としております。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 19、議案第 16 号、町道路線の認定について及び日程第 20、議案第 17 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 議案第 16 号、町道路線の認定について、をご説明いたします。

本案件は、主要地方道益田阿武線の改良工事に伴い、旧県道道路部分を町道として認定をお願いするものです。

改良路線は、平成 25 年 7 月 16 日に部分供用開始され、平成 26 年度に旧道部分の舗装工事、水路工の設置工事が完了いたしましたので、今回認定をお願いするものです。112、113 ページに平面図を添付しておりますが、路線番号が 168、路線名、町道存行司床並線、起点が河内集落側の取り付け道の横断水路から、終点を床並側の取り付け道の横断水路の位置まで、路線延長 1,318 メートル、内橋梁 2 カ所、起点側から鍛冶原橋、延長 7.7 メートル、昼前橋、延長 11.1 メートルとなっております。

次に 114 ページ、議案第 17 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例についてご説明します。

これは、議案第 16 号でご説明いたしました町道存行司床並線を阿武町道路条例別表に加えるものです。

施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、日程第 21、議案第 18 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課

長。

○**総務課長** 議案第 18 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、消防団員の年報酬額を地方交付税の措置額に合わせるための条例の一部改正です。

内容としては、消防団員の内、一般の団員の年報酬額、現在 3 万 6 千円ですが、これを地方交付税の措置額に合わせ、500 円引き上げ、3 万 6, 500 円とする改正であります。

○**議長** 続いて、日程第 22、議案第 19 号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 19 号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてご説明いたします。

本案件につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の内、規約第 3 条第 6 号の、非常勤公務災害補償事務及び第 7 号の、公立学校の学校医等に係る公務災害補償を共同処理する団体に柳井市を追加するものであります。

なお、118 ページに、規約の新旧対照表をお付けしておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

○**議長** 続いて、日程第 23、議案第 20 号、阿武町と萩市の間における事務の委託に関する規約の変更について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 20 号、阿武町と萩市の間における事務の委託に関する規約の変更についてご説明いたします。

本案件につきましては、平成 17 年 3 月 6 日に契約を締結し、平成 22 年 4 月 1 日に、5 年間、この契約を延長した萩市との事務委託契約であります。萩清掃工場業務、斎場業務、消防救急業務の 3 つの契約期間が、本年 3 月 31 日をも

って満了いたしますので、萩清掃工場業務を除き、他の 2 つの業務につきまして、引き続き 5 年間延長するための規約の変更です。

変更の詳しい内容は、3 点ありまして、まず 1 点は、今申し上げました萩清掃工場業務につきましては、現行では第 1 条の 1 号となっておりますが、この業務を廃止しましたので、これを削除し、この 1 号の削除に伴い、第 2 号の斎場業務を 1 号として、現行第 3 号の消防救急業務を第 2 号にそれぞれ繰り上げる改正であります。

次に、2 点目は契約の期間ですけれども、萩清掃工場業務を除いたうえで、期間満了日を 5 年間延長し、平成 32 年 3 月 31 日とする改正であります。

3 点目は附則ですが、附則として、萩清掃工場につきましては、今後解体が予定されておりますので、これに関する負担金につきましては、この契約の解除に関わらず、双方が協議して定めた額を本町が負担する旨の定めをしております。

以上で説明を終わります。

○議長 以上で、議案第 1 号から議案第 20 号までの議案説明を終わります。

ここで会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 11 時 02 分

再 開 11 時 12 分

○議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第 24 同意第 1 号を上程

○議長 日程第 24、同意第 1 号を議題とします。

同意第 1 号、阿武町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 同意案第 1 号、阿武町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

本案件につきましては、永柴義廣監査委員の任期が本年 5 月 8 日をもって任期満了となるため、後任委員の選任でございますが、同氏の再任でご同意をお願いするものであります。

なお、別に永柴義廣氏の履歴書をお配りしておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

○**議長** 以上で議案説明を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております、同意第 1 号につきましては、人事に関するものですので、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○**議長** ご異議なしと認めます。従って本案件につきましては、質疑、討論を省略し、ただちに採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りします。同意第 1 号、阿武町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○**議長** 全員ご異議なしと認めます。よって同意第 1 号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第 25 発議第 1 号から日程第 41 議案第 36 号を一括上程

○議長 日程第 25、発議第 1 号から日程第 41、議案第 36 号までを一括議題とします。

まず、日程第 25、発議第 1 号、手話言語法制定を求める意見書について、説明を求めます。4 番、中野祥太郎君。

○4 番 中野祥太郎 それでは、発議第 1 号の説明をいたします。

124 ページにあります意見書の朗読をもって説明とさせていただきますのでご了承くださいますようお願いいたします。

手話とは、ことばを音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006 年、平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011 年、平成 23 年 8 月に成立した、改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される、と定められた。

また、同法第 22 条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らしめ、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国とし

て実現することが必要である。

よって国におかれては、上記の内容を盛り込んだ手話言語法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、手話言語法制定を求める意見書について、議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたしまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

○**議長** 続いて、日程第 26、議案第 21 号、平成 26 年度 阿武町一般会計補正予算（第 6 回）について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 21 号、平成 26 年度 阿武町一般会計補正予算（第 6 回）をご説明いたします。今回の補正は、5,793 万 1 千円の減額で、補正後の歳入歳出予算の総額は 29 億 6,217 万円となるところであります。

なお、歳入歳出予算補正及び繰越明許費並びに事故繰越につきましては、別冊補正予算書の第 1 表及び第 2 表並びに第 3 表のとおりであります。以上です。

○**議長** 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。

総務課長。

（総務課長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、基金積立金、情報政策費、企画総務費、まち・ひと・しごと創生特別事業費（地方創生分）、プレミアム付商品券発行支援特別事業費（地方創生分）について説明する。）

○**議長** 続いて、住民課長。

（住民課長、賦課徴収費について説明する。）

○**議長** 続いて、総務課長

（総務課長、衆議院議員選挙費、指定統計調査費について説明する。）

○**議長** 続いて、民生課長。

（民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、臨時福祉給付金給付事業費、子ども医療費助成特別事業費（地方創生分）、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、少子化対策特別事業費

(地方創生分)、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費、保健事業費、防災拠点再生エネルギー導入事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農業政策費、畜産業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費、中山間地域総合整備事業費、地下かんがいシステム事業費、農村災害対策整備事業費、多面的機能支払交付金事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、阿武町西台放牧場管理費、農地集積・集約化対策事業費、農業法人就農支援特別事業費(地方創生分)、林業政策費、森林整備地域活動支援事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、小規模治山事業費、漁業集落環境整備事業費、漁港単独改良事業について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、観光振興特別事業費(地方創生分)、創業支援・販路開拓特別事業費(地方創生分)について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、(小)学校管理費、(小)教育振興費、(中)

学校管理費、文化振興特別事業費（地方創生分）、保健体育総務費について説明する。）

○議長 続いて、施設課長。

（施設課長、25 災農地災害復旧事業費、25 災農業用施設災害復旧事業費について説明する。）

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。7 ページ、町税から、総務課長。

（総務課長、歳入補正の概要について説明する。）

○総務課長 第 2 表、繰越明許費です。今回の繰越明許は 20 事業を超える事業を計上しておりますが、その中に地方創生分を含んでおりますが、これにつきましては、なかなか分かりにくいのでありますが、もう一回繰り返しになりますが、この 2 月 3 日に成立した、国の平成 26 年度の地方創生に係る補正予算で、雇用対策等の各種ソフト事業を実施するために、地域住民生活等緊急支援交付金として 3,807 万 7 千円が本町に交付されることになりましたが、3 月の補正予算ですので、実際には暇がありません。従いまして全て繰越となりまして、平成 27 年度に実施することになりますが、平成 26 年度の補正予算に計上することが条件となっておりますので、今回計上するものです。そして、国の補正が本町の平成 27 年度の当初予算を締め切った後の緊急措置でありましたので、事業の多くにつきましては、平成 27 年度の当初予算に計上しているものもある、ということで二重計上になるものもあります。大変変則的ですが、ご理解をいただきたいと思っております。

次の 4 ページをお願いします。繰越明許費の繰越理由です。

なお、事業内容につきましては、歳出の方で説明しておりますので、省略をさせていただきます。

まず福賀支所公用車更新事業で、福賀支所の軽四のバンの更新ですけども、

雪や凍結に対応するためには、ABS付きの四駆を予定しておりますが、これが受注生産ということになりまして、納車に期間を要するために繰り越すものであります。

次に、まち・ひと・しごと創生特別事業費事業及びプレミアム付商品券発行支援事業、それから子ども医療費助成特別事業、多子世帯保育料軽減特別事業、福賀児童クラブ運営特別事業、これはいずれも先ほどから説明しておりますし、地方創生分で、地方創生分の取り扱いについては、枠外の一番下の米印の 1 にもありますけども、先ほどから申しますように、実際には平成 27 年度事業になるものでありまして、平成 27 年度末でないと事業が完了しないということであります。

次に、防災拠点再生エネルギー導入事業は、平成 26 年度は町民センターへの太陽光発電設備等でありまして、昨年末、12 月に国が始めた事業でありまして、資材の調達に期間を要するというので、工期が 4 カ月以上かかるために繰り越さざるを得ないということであります。

次に、農村災害対策事業費は、久瀬原の石原ため池整備工事ですが、土取り場の選定に不測の日数を要したための繰越です。次に、ニューファーマー総合支援対策特別事業は、これも地方創生分ですので、詳細説明は省略させていただきます。

次に、漁港単独改良事業は奈古漁港木与地区の泊地浚渫工事ですが、入札の不調により不測の日数を要したための繰越です。次に、単県農山漁村魚礁整備事業は間伐材魚礁の沈設工事ですが、最終的な沈設場所の決定にあたり、漁業者との調整に不測の日数を要したための繰越です。

次に、阿武町起業家支援特別事業及び観光パンフレット作成等に係る観光振興特別事業、それから阿武町物産展開催特別事業、これにつきましても、いずれも地方創生分ですので、説明は省略させていただきます。次に、道の駅産業

振興費は、観光看板設置工事ですが、業者とのデザイン等の事業内容の調整に不測の日数を要したための繰越です。次に、道の駅ワイファイスポット整備特別事業ですが、これも地方創生分ですので、説明は省略します。

次に、過疎対策道路事業は、町道長浜西ヶ畑線道路改良事業ですが、請負業者の人員不足による作業員確保に不測の日数を要したための繰越です。

次に、公営住宅建設事業は、岡田橋公営住宅建設及び尾無公営住宅建設用地造成工事ですが、入札の不調により不測の日数を要したための繰越です。

次に、町民センター文化ホール特別事業であります。これも地方創生分ですので説明は省略させていただきます。

次に、25 災農業用施設災害復旧事業及び 25 災公共土木施設災害復旧事業は、いずれも請負業者の人員不足によって作業員確保に不測の日数を要したための繰越です。

次のページをお願いします。第 3 表、事故繰越です。

内容としては、25 災公共土木施設災害復旧事業ですが、平成 25 年度から平成 26 年度に繰越明許した事業の内、町道大刈線ほか 3 事業について、請負業者の人員不足による作業員確保に不測の日数を要したため、再度、平成 27 年度に事故繰越とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 ここで、昼食のため休憩します。午後は、1 時から再開いたします。

休 憩 12 時 06 分

再 開 12 時 57 分

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 27、議案第 22 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特

別会計補正予算(第 3 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 126 ページをお願いします。

議案第 22 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)についてご説明いたします。今回の補正は予算の総額から 2,408 万 6 千を減額し、予算の総額を 6 億 6,402 万 3 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第 28、議案第 23 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 4 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 127 ページをお願いします。

議案第 23 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 4 回)について、ご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 27 万 5 千円を減額し、予算の総額を 6,071 万 2 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第 29、議案第 24 号、平成 26 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 128 ページをお願いします。

議案第 24 号、平成 26 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 973 万 4 千円を減額し、予算の総額を 7,536 万 6 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第 30、議案第 25 号、平成 26 年度阿武町介護保健事業特別会計補正予算(第 4 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 129 ページをお願いします。

議案第 25 号、平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)につ

いてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 5,316 万 8 千円を減額し、予算の総額を 6 億 7,847 万 3 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 続いて、日程第 31、議案第 26 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 回)について、説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 130 ページをお願いします。

議案第 26 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額に 149 万 9 千円を追加し、予算の総額を 5,608 万 9 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 続いて、日程第 32、議案第 27 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)について、説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 131 ページをお願いします。

議案第 27 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)について説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 139 万 6 千円を減額し、予算の総額を 7,652 万 5 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 続いて、日程第 33、議案第 28 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)について、説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 132 ページをお願いします。

議案第 28 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)について説明いたします。今回の補正は、予算の総額に 121 万 8 千円を追加し、予算の総額を 2,791 万 8 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 続いて、日程第 34、議案第 29 号、平成 27 年度阿武町一般会計予算につ

いて、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案書 133 ページです。議案第 29 号、平成 27 年度阿武町一般会計予算についてご説明いたします。

まず第 1 条は、平成 27 年度阿武町一般会計予算の総額を、29 億 900 万円と定めるものです。

また第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊予算書の第 1 表、歳入歳出予算のとおりです。

また第 2 条は地方債で、その内容は、別冊予算書の第 2 表、地方債で後ほどご説明いたします。

また第 3 条は、借入金の限度額を 5 億円と定める。

また第 4 条は、歳出予算の流用については、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費についてのみ款内流用ができる旨の規定であります。

以上です。

○**議長** 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。31 ページ、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○**議長** 続いて、総務課長。

(総務課長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費、企画総務費、企画振興費、文書広報費、交通安全対策費について説明する。)

○**議長** 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○**議長** 続いて、総務課長。

(総務課長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○**議長** 続いて、住民課長。

(住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、山口県議会議員選挙費、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、防災拠点再生エネルギー導入事業費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、労働諸費、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 13時57分

再 開 14時07分

○議長 休憩を閉じて、会議を再開します。続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費、中山間地域総合整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、環境保全型農業直接支援対策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、地下かんがいシステム事業費、農村災害対策整備事業費、多面的機能支払交付金事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、阿武町西台放牧場管理費、農地集積・集約化対策事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港単独改良事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域おこし協力隊事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独

道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、(小)学校管理費、教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、(農)単独災害復旧事業費、(公)単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。9 ページ、1 款、町税から。総務課長。

(総務課長、歳入について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 15時04分

再 開 15時13分

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第 35、議案第 30 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業

勘定) 特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 134ページをお願いいたします。

議案第30号、平成27年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定) 特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、7億604万1千円といたします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第36、議案第31号、平成27年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定) 特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 135ページをお願いします。

議案第31号、平成27年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定) 特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、6,052万7千円といたします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第37、議案第32号、平成27年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 136ページをお願いします。

議案第32号、平成27年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算についてbご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、8,051万3千円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第38、議案第33号、平成27年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 137ページをお願いいたします。

議案第33号、平成27年度阿武町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算総額は、6億5,420万円といたします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第39、議案第34号、平成27年度阿武町簡易水道事業特別

会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第34号、平成27年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額を、6,136万円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第40、議案第35号、平成27年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第35号、平成27年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額を、7,899万円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、日程第41、議案第36号、平成27年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第36号、平成27年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明します。歳入歳出予算の総額を、3,108万6千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で、議案説明を終わります。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。質疑は一括して行います。

議案第 1 号、過疎地域自立促進計画の一部変更についてから、議案第36号、平成27年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算まで、及び発議第 1 号、手話言語法制定を求める意見書の37件について、一括質疑を行います。質疑はありますか。

○議長 ありますか。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終わります。

日程第 7 委員会付託

○議長 日程第 42、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 36 号まで及び発議第 1 号の 37 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 36 号まで及び発議第 1 号の 37 件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 15時52分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎

阿武町議会議員 西 村 良 子